

池雪小学校等通学区域変更案説明会について

第1 説明会実施概要

実施日	会 場	来場者数
1月 8日(木)	東調布第三小学校	12名
1月14日(水)	松仙小学校	11名
1月15日(木)	洗足池小学校	9名
1月16日(金)	雪谷小学校	15名
1月19日(月)	小池小学校	15名
1月20日(火)	池雪小学校	28名

実施日	会 場	来場者数
1月27日(火)	久原小学校	18名
1月28日(水)	馬込第三小学校	6名
1月30日(金)	大田区役所	12名
2月 2日(月)	東調布第一小学校	4名
2月 5日(木)	調布大塚小学校	3名

第2 説明会質疑応答要旨

同趣旨の質問・意見については、一つにまとめ、末尾に「(同趣旨他〇件)」のように記載しています。

1 変更案の考え方等について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
1	変更案の考え方として、「現在の指定校より遠くならないようにすること」と「通学区域をできるだけ変えないこと」を挙げているが、最も近くにある学校が指定校になっていると思うので、このふたつは矛盾するのではありませんか。	小学校は通学区域の中央に位置しているわけではないため、指定校より隣接校の方が近い区域やほぼ同距離となる区域があります。そのような区域が複数ある学校がありますが、この場合には変更区域の数を最小限に抑える方向で変更する区域を選びました。
2	通学区域の変更に1年の猶予期間というのとは十分ではないと思います。今後6年間の予測値を出しているということは、数年前からこのような状況になることが分かっていたのではないですか。(同趣旨他1件)	例えば区域内の中学校の敷地に仮校舎を作って、一定の学年はそちらで授業を受けることができないか等、数年前から検討を進めておりました。しかし、児童数増加の傾向が一時的なものではなく長期的に続くということが判明いたしましたので、暫定的な対策では解決できないという考えに至り、通学区域の変更案としてお示しました。
3	大きな変更ほど、説明する期間や準備期間を長く設けるべきです。1年間というのが十分であるとお考えなのでしょうか。前回変更したという矢口西小学校では、関係校が3校ですが、今回は対象校の数も多いので、同じ周知期間でよいとするのはいかがなものでしょうか。	これまで通学区域の変更を行った場合には、1年間の周知期間を設けてきました。あまり長すぎても、不安定な状況が続くことになるということから、1年間としてきたものです。また、平成28年度には池雪小学校の教室数が不足する見込みという非常に切迫した状況となっておりますので、御理解いただきたいと思います。
4	変更地域をその場所で区切った根拠は何ですか。自治会の区切りなどですか。(同趣旨他1件)	現状の通学区域の区切りは、自治会等の区切りに合わせてあると見受けられるところも多くありますが、本案を検討するにあたっては、住民登録情報から、住所のブロック(町丁目・番)ごとにお住まいのお子さん的人数を算出し、現在の指定校よりも同じか近い学校がある地域を探す方法で作成しました。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
5	通学区域の変更案の作成にあたっては、通学路の安全確保など細かい検討をしていますか。	地理的な条件により大きな道路を横断する、踏切を渡る、といった通学路を設けざるをえない状況があります。通学の経路の選択や学校における指導を尽くして安全を確保してまいります。
6	学校は避難所でもあり防災関係の拠点です。これからは、学校も災害に立ちむかうという視点での役割が求められています。案を作成するにあたりその点については考慮しましたか。	防災備蓄倉庫については、これまでと同様に確保できると考えています。今後も学校運営において防災拠点の役割を十分に考慮してまいります。
7	案を作成する際に事前に地域住民の意向を聞くような機会があってもよいではありませんか。結果的に住民の要望を組み入れた形の計画にならないとしても、プロセスの中に住民から意見聴取を行ったという形があるほうが、よりよいのではと思います。(同趣旨他 1 件)	多様な御要望を考慮することは困難であるので、今回はまず案を提示する形にさせていただきました。途中経過を提示できればよいのですが、非常に細かな積み上げを行い作成に時間がかかるものであるため、このような形でお示しするしかありませんでした。貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。
8	池雪小学校の問題解決のためとはいえ、他の学校の通学区域が玉突きで変更されるということについては、どうにかならないのでしょうか。	お子さんの人数増加に対して調布地域全体で調整していかざるをえず、他に方法がない状況です。御理解をお願いします。
9	どの小学校に入学するかを考えて幼稚園や保育園を選ぶ保護者も多いと思います。通学区域の変更によって、その予定を絶たれてしまうことについて、どのように考えていますか。	御家庭に大きな影響を与えるものであることは承知しており、大変心苦しく思っておりますが、小学校は義務教育であり、必ず受け入れを行わなければなりません。事情を御理解いただきたいと存じます。
10	今回の案が決定されると当分変更はないと考えて良いですか。(同趣旨他 3 件)	通学区域の変更は御家庭にも大きな影響があるので、できる限り変更することは避けたいと考えています。今回の変更を行えば、予測値でお示した通り、少なくとも 6 年間は大丈夫であると考えています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
11	変更後も池雪小学校が指定校となる地域に居住していますが、梅田小学校の方が近いのです。今回、検討はしなかったのですか。	梅田小学校は児童数が増えており、受け入れ人数に余裕がないことから、今回対象とはしませんでした。
12	雪谷中学校と雪谷小学校と池雪小学校とを小中一貫校にすれば、そこだけの通学区域の変更で済むのではないかと考えます。大田区の小中一貫教育の考え方と、小中一貫校化での解決を検討したのかを教えてください。	大田区では、施設分離型での小中一貫教育を進めています。小学生と中学生が同じ校舎で1年生から9年生まで学年や制度を組むという考え方はありません。
13	中学校の通学区域について、今回の案では実施の予定がないとのことですが、今後の状況によって中学校も通学区域が変更になることはありますか。	中学では、 22.5% が私立校に進学するという現状があることから、現在の生徒数の見通しでは、変更対象区域の方が、近隣の指定校以外の中学校に入学したいという御希望に対応できるため、中学校の通学区域の変更は考えていません。*説明会の回答では進学率に誤りがあり、訂正しました。
14	中学校入学時に私立中学校へ入学する割合は、区全体と松仙小、東調布第三小では、変わらない比率ですか。	区全体の比率は 22.5% ですが、この地域では、これよりやや高い率です。*説明会の回答では、進学率に誤りがあり、訂正しました。回答の趣旨には、変更ありません。
15	変更案において、東調布第三小学校に変更となる区域は、東調布第三小学校から大森第十中学校に進学することになりますが、現在、東調布第三小学校から大森第十中学校に進学する子どもは何人ですか。この地域は、大森第七中学校に距離が近いこともあるので、希望をすれば大森第七中学校に入れるといった配慮はありますか。	昨年度の卒業生で東調布第三小学校から大森第十中学校に進学した児童はいませんでした。指定校変更については、友人関係や距離を理由に申請することができます。当該年度にならなければ、はっきりしたことは申し上げられませんが、現状では、大森第七中学校は、抽選を行うことなく、入学許可を行っている状況です。
16	小学校のほうで通学区域を変更して、中学校はそのままという点について、どのような考えによるものですか。町会や防災の区割りも変わらないのに、小学校だけが別の学校になることで、地域的に分断されるような形になると思いますが、小学校の通学区域の変更にあたり、どのように考えたのですか。	中学校の通学区域の変更を案に盛り込まなかったのは、現在の区域をなるべく変更しない方が地域への影響が少ないと考えたことと、この地域の中学校では、現状では希望どおりに指定校変更を許可することができていることが理由です。一つの町会が複数の学校とかかわりを持つという状況は区内では珍しいことではなく、対応が可能であると考えています。

2 通学区域の変更手続きについて

No	質問・意見の要旨	回答要旨
17	通学区域とは、どのような規定（条例や規則）で決められているのですか。変更の手続きについての根拠、（指定校変更の）特別措置の根拠も教えてください。	通学区域は、教育委員会が定める規則(大田区立学校設置規則)により定めています。それらに付随した特別措置も教育委員会が決定していくこととなります。ただし、公平な視点から妥当性を判断していただくために、通学区域改正審議会を設置して諮問し、その答申を尊重しながら、最終的に教育委員会が決定するということとなります。
18	通学区域の変更案は、いつごろ決定し、実施されるのかスケジュールを教えてください。（同趣旨他 3 件）	通学区域は教育委員会が決定することになりますが、公平な視点から妥当性を判断していただくために、区内の各方面の方から構成される通学区域改正審議会を設置し、教育委員会が通学区域の変更案を諮問し、答申をいただいて、この答申を基に規則を改正することとなります。審議会は 3 月下旬に実施し、変更案について了承の答申をいただければ、年度内に教育委員会で規則を改正し、1 年の周知期間を経て平成 28 年 4 月に実施ということとなります。
19	通学区域改正審議会については、開催日のお知らせだけでなく、議事録等を公表する予定ですか。	通学区域改正審議会の議事録は公表する予定です。
20	通学区域改正審議会の答申の内容は連絡いただけますか。	変更が決定すれば、対象となる方に個別に通知する予定ですが、3 月末になると思います。答申の内容については、審議会を傍聴することで知ることができます。ただし、傍聴希望者が多数の場合は抽選となる場合があります。また、審議会開催日の翌開庁日以降、電話でのお問い合わせにお答えすることもできます。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
21	変更案が決定にならない可能性はどのくらいあるのですか。(同趣旨他 4 件)	教育委員会としては、本案を皆様に御理解いただいで決定していきたいという思いで臨んでいます。通学区域を変更しなければ池雪小学校の問題が解決しない状況であるため、御理解いただきたいというのが正直な気持ちです。
22	説明会の後に、説明会の要望について回答を得られる場はありますか。説明会での保護者からの意見というのは、受けとめるだけ、という扱いでしょうか。意見がどのように検討され、結果がどうなったかのフィードバックや、知ることのできる機会がありますか。(同趣旨他 1 件)	3 月下旬に通学区域改正審議会を開催し、この審議会に教育委員会の案を諮問し答申をいただき、最終的には教育委員会が議決するという流れになります。説明会での意見に対する回答は、審議会に諮問をする案の形でお示しすることになります。審議会は傍聴が可能で、開催日程等についてはおおた区報(2月21日号)や区のホームページでお知らせします。

3 変更案に沿って通学区域を変更した場合の影響について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
23	池雪小学校と雪谷中学校の通学区域内に居住していますが、変更案が決定されると池雪小学校と雪谷中学校が指定校となる地域が縮小されることとなります。池雪小学校から雪谷中学校に進学する子どもが減少するので中学入学時に小学校時代の友人が少なくなるのではと心配です。来年度、再来年度に、池雪小学校から雪谷中学校にどのくらいの割合で行くと試算していますか。	通学区域の変更の対象となるのは、これから毎年小学校に入学するお子さんであるため、中学校への影響が出るのは早くも6年後となります。現在の雪谷中学校の一学年あたりの人数(136人程度)と平成27年度小学校就学年齢の児童の地域別割合を用いて予想を行うと池雪小学校から雪谷中学校に進学する生徒は学年全体で40人から48人程度、一学級あたり10人から12人となります。*説明会では想定人数の用意がなくお答えできませんでした。その後、推計値を算出しましたので、回答を差し替えました。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
24	<p>私自身、池雪小学校に在籍していました。周囲には、父や祖父も池雪小学校に通っていたという友人が多く、地域に根差した学校という感覚を強く持ってきました。小学校の社会科の授業が、地域や大田区について学び、土地への愛着心をはぐくむものであることから、小学生の頃というのは、昔からのつながりや地域の中で、周りの人を見ながら成長していく時期と思います。自分の子どもにも、自分と同じ池雪小学校に通わせたいと思っていた矢先に通学区域変更の知らせを受けました。地域に根差し、地域を愛する気持ちを子どもに育てたいと考えています。何らかの対策を講じる必要性については理解しますが、杓子定規な区割り変更は地域を壊すことにならないか、といったことについても考えていただきたかったと、残念に感じます。</p>	<p>大田区は、地域に根差した学校ということで指定校制度を取っておりますので、通学区域の変更は、御指摘のような大きな影響があるということは重々承知しております。非常に重い御意見であると受け止めておりますが、地理的条件などによりお示しした変更案とせざるを得なかった事情がありますことを御理解いただきたいと存じます。</p>
25	<p>通学区域が変更となるそれぞれの学校の、今後の児童数の予測はどうなっていますか。(同趣旨他 11 件)</p>	<p>収容能力を考慮しながら、各校の学級数が大きく変わらないように配慮しています。区ホームページ中「池雪小学校等の通学区域変更に関する説明会資料等」の記事中の「学区影響変更比較(学校別児童数学級数予測)」と題した資料により通学区域が現状のままの場合の児童数予測と変更案による変更後の場合の児童数予測の詳細をお示ししています。</p>
26	<p>今回の通学区域変更で人数調整をするということで、公立校としての教育の質が平均に保つことができると考えて良いでしょうか。逆に考えると、池雪小学校の人数が多くなると、教育の質のバランスが悪くなるということでしょうか。</p>	<p>今回の変更により 1・2 年生の 35 人学級編制など、現在の教育の質は維持できると考えております。予算面では、学校の規模の大小に関わらず必要な基本的な予算にクラス数に応じて配当する予算と児童数に応じて配当する予算を組み合わせ、児童数に応じた対応を図っています。大規模校、小規模校それぞれのメリットがありますので、学校による違いはあります。大規模校では、友人を多く持て、経験を広げることができます。小規模校では先生が一人一人のお子さんを細かく見ていくことができます。</p>

27	今回の予測値は、兄弟がいれば学区変更後にも兄弟がいる学校へ指定校変更できるという措置を反映させている数字ですか。	兄弟関係は、住民登録から判明するので、通学区域変更後も兄弟がいる学校に指定校変更する人数を盛り込んで予測を行っています。
28	通学区域が変更された場合、東調布第三小学校の児童数・学級数は今後どうなりますか。同校の通学区域内に大規模なマンションが建設中ですが、影響はどうなりますか。(同趣旨他 2 件)	東調布第三小学校については、建設中の大規模マンションの影響も考慮して予想を行っています。通学区域内の登録児童数は、15 人から 20 人程度増加しますが、学級数には影響がないと考えています。予測の詳細をホームページに掲載していますので、御参照ください。
29	今回、馬込第三小学校へ変更となります。西馬込駅近くに東京メトロの住宅が建設中なので、馬込小学校の人数が増加すると思います。その結果、馬込小学校の学区から馬込第三小学校へ指定校変更を申請する方が増え、馬込第三小学校の収容能力が限界を迎えることはありますか。	指定校変更は、受け入れ可能人数の範囲内で他の通学区域からの受入れを行うものです。したがって、指定校変更が原因で馬込第三小学校の収容能力の限界を超えることはありません。
30	馬込第三小学校は、1 学年何人程度収容できる規模の学校なのですか。	全学年合わせて 24 学級(1 学年 4 学級)までは受入れが可能と判断しています。
31	今回の通学区域変更案について、指定校変更への影響について何か予測した数字はありますか。	池雪小学校区から 20 人程度指定校変更を見込んでいますが、他校の通学区域の動向については非常に予測が困難です。

4 通学区域変更後の通学路について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
32	通学路が変わることで、ガードレール等の新設改修等の必要が生じると思うが、10 校が対象では難しいではありませんか。ガードレール等、インフラ整備はきちんと行われますか。(同趣旨他 1 件)	実施までに 1 年の猶予期間があるので、PTA を含め、警察や道路管理者等の関係機関と協議しながら万全を期し、安全を確保してまいります。
33	池雪小学校に通学する場合は、通学路は決まっていますか。通学路にみどりのおばさんのような安全を守る人員は、配置されていますか。	通学路は予め決めています。人員(学童擁護員)については、要所を絞って配置しています。(池雪小学校は、周辺 2 か所に配置しています)

No	質問・意見の要旨	回答要旨
34	池雪小学校は個別登校ですか、集団登校ですか。	区立学校の大半は個別登校です。池雪小学校も個別登校となっています。
35	通学路の安全を考え、問題ないと判断したうえで家を購入しています。指定校を変えられることで、危険を伴う通学路で通うことになるというリスクを負う者への対応措置をお願いします。(同趣旨他1件)	大田区全体としては、大きな幹線道路や踏切を渡って通学するような通学区域が多数存在しますが、各校で児童が安全に通学できるような指導等を行っています。大田区全体の児童の通学環境の公平性という視点から、新しく転入された方についてのみ道路や踏切を渡らないですむような配慮をするということは難しいと考えます。安全な通学路を作るために今後、道路管理者や警察と協議していきたいと考えています。
36	東調布第三小学校へ行くには、線路を超えなければなりません。同じ地域に住む方でも、すでに松仙小学校に通っている方は学校が変更とならないので、一緒に通学することができません。そういったことへの配慮はありますか。また、集団登校についてはどうですか。(同趣旨他1件)	区内小学校では、集団登校の学校は少数で大半は個別登校となっています。入学時に通学路を決めていく中で、その点については細かく詰めていきたいと考えています。
37	学区域が変わると通学路も変わりますか。また、現在の通学路を変えたいという意見が出ているところもありますが、そのあたりも変わる可能性はありますか。	通学路の変更は、随時見直しを行っています。通学路に指定される要件は、1日に登下校合わせて延べ40人以上の児童が同じ道を通ることとなっています。今の段階でどの道路が指定されるか明言はできませんが、今後、道路管理者や警察と協議をしながら決めていきます。
38	保護者から要望が出ていても、地域住民の了解が得られず、長い間通学路を変えることができない場所があると聞いています。そういった事情にも注意して検討してください。	御指摘のような事情もありますが、児童の安全を最優先に地域の方に説明をつくして決定していきたいと考えています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
39	通学路の安全面に関しては、個別に対応や、入学してから検討という話がありました。どのような日程で行われるのでしょうか。	就学時健康診断が11月に行われますが、久原小学校では、その際に面談を行うので、希望を聞くことができます。また、2月に新1年生保護者説明会があります。そのときにも個別にお話を伺うことができます。通学路の変更や安全の確保は、警察等と協議しながら必要に応じて変更していくこととなります。また、久原小学校の場合はPTAが安全ボランティアという形で見守りをしています。
40	新1年生説明会で通学路の安全が納得できない場合は、学校を変えるという事は可能でしょうか。	大田区では指定校制度を採用していますので、自由に学校を選ぶということではできません。特定の理由に該当した場合には、指定校変更という制度で調整をしていますが、「安全面で納得できない」という理由では指定校変更を認めていませんので、御理解いただきたいと思っております。

5 通学区域変更に伴う学童保育等の利用について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
41	学童保育の受け入れについては、この通学区域の変更により定員数が変わるとか、この変更を踏まえた対応措置はありますか。	通学区域の変更に伴う対応ということではありませんが、区全体では、学童保育について平成27年度約500名の定員増を予定しており、通学区域変更案の対象となっている学校のうち、調布大塚小学校、洗足池小学校でも校内での学童保育を開始する予定です。今後は、学校によっては、スペースの関係ですぐに実施することが難しいところもありますが、校内での学童保育の実施を進め、児童館での学童保育を含め、学童ニーズにはしっかり応えていきたいと考えています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
42	<p>学校内の学童保育の利用者を決めるとき、もし希望者が定員よりも多い場合は、その学校の通学区域内の子どもが優先されますか。</p>	<p>学童保育の利用者を決めるときは、必要度が高い方から順位を決めているので、通学区域内でないからといって、順位が下になるということはありません。ただし、学校内にある学童保育に関しては、その学校に在籍していることが条件のため、指定校変更が許可されないとその学童保育は利用できません。</p>
43	<p>変更案で、松仙小学校から東調布第三小学校に通学区域が変更になる地域に居住しています。松仙小学校には学校内に学童保育がありますが、東調布第三小学校は学校内にはないので、近隣の児童館を利用することになると思います。今後、施設整備等の予定がありますか。(同趣旨他1件)</p>	<p>東調布第三小学校の学校内では、学童保育を実施していないので、周辺の東嶺町児童館や千鳥児童館の利用となります。区は、学校の中で学童保育を実施するという方針ですが、児童数が多いところでは、実施場所の確保などが困難な状況がありますので、現時点では、東調布第三小学校での実施時期は未定です。</p>
44	<p>池雪小学校から雪谷小学校に変更となる地域にいますが、学童保育の利用を考えています。雪谷小学校校内には学童保育はありますか。</p>	<p>現在、区では各学校の中に学童保育を設ける方針はありますが、現状ではスペース等の関係で雪谷小学校校内に学童保育はありません。雪谷小学校のお子さんは、南雪谷児童館、上池台児童館をご利用いただいています。</p>
45	<p>雪谷小学校に通う児童は、池雪小学校の学童（池雪分室）を利用することはできますか。</p>	<p>池雪分室については、池雪小以外の児童も対象になりますので、雪谷小学校に通学する児童も御利用になれます。*説明会では、「池雪分室は、池雪小学校に通うお子さんのみが対象です」とお答えしましたが、誤りでしたので訂正いたします。</p>
46	<p>池雪小学校から馬込第三小学校へ変更となる住所に住んでいます。馬込第三小学校の近くに学童保育がありますか。また、学童保育の受入れ人数は何人ですか。</p>	<p>馬込第三小学校の中に平成26年10月からフレンドリー学童保育が開設されました。学校の中に学童保育があります。現在は40人定員で受入れています。</p>

No	質問・意見の要旨	回答要旨
47	馬込第三小学校の児童は、中馬込児童館と校内のフレンドリーで学童保育を利用していると思います。中馬込児童館は、今後民営化されると聞いていますが、委託先の業者を教えてください。また、池雪小学校の児童が利用する学童保育について、今後、校内で学童保育を展開していく予定や、仲池上児童館（池雪分室）の運営を民間委託する予定があれば教えてください。（馬三2）	中馬込児童館の委託事業者については、今後ホームページで公表しますので御確認ください。大田区では、今後各校の施設内で学童保育を実施する方針であり、平成 28 年度からいくつかの小学校では実施する予定ですが、それ以降については、全体の調整を行っているところです。池雪小学校については教室数が不足する状況であり場所の確保が難しいことから、現時点では校内で実施する計画はありません。また、今後の民営化については、随時ホームページでお知らせしてまいります。
48	東調布第三小学校で平成 27 年度から開始される放課後子ども教室はいつから開始ですか。	平成 27 年 5 月 7 日からです。

6 通学区域変更後も変更前の指定校に兄弟が在籍している場合には、弟妹も変更前の指定校に入学できる特例について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
49	兄弟が変更前の指定校に通学している場合には、弟妹は希望により同じ学校に入学できるという措置の実施期間はいつまでですか。	期間の定めはなく、上のお子さんと下のお子さんが同時期に小学校に通う、という条件が満たされる限りは適用を受けることができます。
50	通学区域の変更後も、変更前の指定校に兄弟が在籍している場合は、弟妹も変更前の指定校に入学できる、ということですが、第 1 子が在籍しているので、第 2 子が変更前の指定校に入学し、第 1 子が卒業した後に、第 3 子が入学する場合は、第 2 子が在籍しているので、第 3 子は変更前の指定校に入学できる、ということでしょうか。	行政側の都合で兄弟が同じ学校に通えない、ということがないように特例を設けました。第 1 子が卒業しても、特例で入られた第 2 子と同時に在籍することになるのであれば、その下のお子さんも特例の対象となります。御指摘のとおりです。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
51	池雪小学校から馬込第三小学校に変更になる区域に住んでいます。上の子が現在池雪小学校に通っており、下の子は7学年離れているので、上の子の卒業後に入学となりますが、指定校変更を希望すれば池雪小学校に通うことができますか。	兄弟が変更前の指定校に在籍する場合に、希望により弟妹も変更前の指定校に入学できるという対応は、兄弟が同時に在籍する場合について配慮を行う趣旨のもので、上のお子さんの卒業後に下のお子さんが入学される場合は対象となりません。また、池雪小学校については、通学区域変更後も児童数が1000人を超える状況が継続する見通しですので、引き続き指定校変更で他の通学区域から受入れることは困難と考えています。
52	変更後も池雪小学校の通学区域となる地域に住んでいます。現在、上の子が指定校変更で松仙小学校に通っていますが、これから入学する下の子も、松仙小学校に指定校変更申請する予定です。通学区域変更案にある兄弟の特例というのは、我が家にも適用されますか。	特例は、通学区域の変更によって兄弟が別々の学校にならないように、同じ元の指定校に通えるという措置です。通学区域変更の対象の住所でない方には適用になりません。池雪小学校の通学区域内の方には、これとは別に「指定校変更の特別措置」が適用になります。(No.61を合わせて御覧ください。)
53	通学区域が変更になった場合、変更になる平成28年度に下の子が変更後の指定校に入学することになります。このときに上の子も現在の指定校から変更後の指定校に転校できますか。また、手続きはどうなりますか。	可能です。変更が決定した場合には、個別に御案内させていただきます。
54	通学区域が変更となっても、希望すれば、下の子が兄弟のいる変更前の指定校に入学できるということですが、何か手続きは必要になりますか。(同趣旨他1件)	手続きは必要ですが、例年実施している新1年生の指定校変更の受付とは別に、お手数をおかけしない方法を検討しています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
55	自分が住んでいる住所は通学区域が変更される予定です。通学区域が変更された場合、希望すれば現在通っている学校へそのまま通い続けることが可能ということですが、逆に変更される学校へ転校することも可能ですか。(同趣旨他 1 件)	現在の指定校に通学している児童が、通学区域の変更後の指定校に転校することは可能です。ただし、現実には友人関係が既にできているので、難しい部分もあるのではないかと考えています。
56	通学区域変更後は、現在通っている小学校から変更後の指定校に転校できるということだが、教育的な面を考えると、転校するのであれば、友人関係の形成等があるので、28 年度からということではなく、できるだけ早く転校させた方が良いと考えているが、可能ですか。	実施した場合に各校の収容状況により受け入れが可能か、などの検討が必要ですので、本日は御意見として受け止めさせていただきます。
57	下の子どもが指定校変更で姉と違う学校に入学したとして、すでに在学している上の子どもは転校しなくても良いのですか。	御指摘のとおりで、転校する必要はありません。
58	通学区域変更後、現在学校に通学している児童が、引き続き通うか転校するかを決めるときのために、対象者にアンケートを取って公表してもらえると参考になると思うのだが、そういった予定はありますか。	在校生は、すでに友人関係ができあがっているため、変更後に転校する方は少ないと考えているので、アンケートを実施する予定はありません。
59	4 年生に池雪小学校在籍の兄がいて、28 年度入学予定の子どももいます。1 年生のときは何かと不安なので、兄がいる池雪小学校に入学させて、兄が卒業するタイミングで変更後の指定校へ転校することは可能ですか。	28 年 4 月の施行日以外の時期での転校は、想定していませんでした。まず、その時点での変更後の指定校の受入れ可能人数先の学校の人数が何人かにもよりますので、御意見として受け止めさせていただきます。

7 指定校変更申請において池雪小学校通学区域内の児童を優先する取扱い（特別措置）について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
60	池雪小学校の通学区域内に住んでいる人の指定校変更の特別措置について、説明してください。	指定校変更申請で希望者が受け入れ可能人数を上回った場合には、抽選となりますが、その際に、まず池雪小学校の通学区域内に居住している児童に入学許可を行い、残りの枠を他の地域の方で抽選するというものです。池雪小学校通学区域内の希望者だけで受け入れ可能人数を上回った場合は、池雪小学校通学区域内の希望者だけで抽選します。この措置が適用されるのは、兄弟が希望校に通学している、友人が希望校に在学予定である、等の指定校変更理由に該当し、申請を行った方となります。なお、希望校で受け入れの余裕がなく、指定校変更をお断りする場合があります。適用される区域は、平成 27 年度は現在の池雪小学校通学区域であり、通学区域の変更が決定されれば、平成 28 年度は変更後の池雪小学校の通学区域となります。
61	指定校変更の特別措置は、なぜ池雪小学校通学区域の人だけなのでしょう。通学区域が変更になるのが池雪小学校だけであれば、指定校変更の特別措置が池雪小学校の通学区域の方だけというのも理解できますが、他の多くの小学校の通学区域にまで影響がある今回の変更においては、対象地域の者が元の指定校への変更を希望する場合に、まったく関係のない希望者と同一の条件で抽選になるということに納得できません。対象地域の者にも、池雪小学校の通学区域の方と同様に指定校変更の特別措置があれば、不満も減ると思いますが、そのような検討はしていますか。（同趣旨他 2 件）	指定校変更申請において池雪小学校通学区域内の児童を優先する取扱いは、池雪小学校通学区域の方を優遇することが目的ではなく、児童数が 1000 人を超える中、児童数を抑制するための措置です。池雪小学校以外の学校では、通学区域変更後においてもそのような状況とならないように調整しており、池雪小学校と同じ抑制措置を行わなければならない状況ではないと考えています。
62	池雪小学校の通学区域の方が指定校変更で優先される特別措置は、平成 27 年度だけですか。（同趣旨他 1 件）	特別措置は、池雪小学校の人数を抑制するために実施するものなので、状況が改善されるまでは継続する予定です。現在の想定では、6 年後も 1000 人台と予想しているため少なくとも 6 年間は継続する必要があると考えています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
63	<p>変更の影響を受けない池雪小学校の通学区域内に居住しているが、下の子どもを上の子どもが在学する池雪小学校でもなく、変更後の指定校でもない学校に指定校変更申請を行う場合にも指定校変更の特別措置は適用されますか。</p>	<p>池雪小学校の人数を抑制するという趣旨なので適用になります。 (ただし、指定校変更が認められる理由に該当している必要があります。)</p>
64	<p>通学区域変更後も池雪小学校の区域に住んでおり、久原小学校の方が近いのですが、なぜ久原小学校に変更にならなかったのでしょうか。 また、指定校変更の特別措置で久原小学校に入学することができますか。</p>	<p>学校は、通学区域の中央に位置しているわけではないので、指定校以外に近い学校がある場合があります。変更案は、御家庭や地域に大きな影響を及ぼすため、必要最小限の変更にとどめるという考え方で作成しているため、現状のままという地域もあります。どうか御理解いただきたいと思います。</p> <p>指定校変更申請において、池雪小学校通学区域内の児童を優先する取扱いは、指定校変更を認める場合の理由に該当し、申請することが前提になります。また、池雪小学校通学区域内の児童だけで久原小学校の受け入れ枠を超えた場合は、池雪小学校通学区域内の児童だけでの抽選となります。現在、久原小学校の児童数は増えており、今後もその傾向が続くと考えられることから、特別措置を利用しても確実に久原小学校に入学できるとは申し上げられません。</p>

8 いただいた御要望について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
65	<p>雪谷小学校から洗足池小学校に変更になる地域に住んでいます。小学校は雪谷小学校に通わせたいと、先のことを見越して居住しています。池雪小学校とは直接関係のないエリアでもあり、雪谷小学校の児童数学級数予測を見せていただいた限りでは、池雪小学校のように絶対に人数を減らさなければならない、という状況にはないととらえています。我が家のように、先のことまで見越して居住していた場合に、それを理由として雪谷小学校を希望した場合に優先的に考慮していただけますか。</p>	<p>長くお住まいになっている方、転入されてきた方、それぞれの方が、雪谷小学校に就学できるという期待のもとに暮らしていらっしゃると考えられます。そのような中で、雪谷小学校に就学させることを理由に引っ越してきたということで優先するというのは、困難です。また、お示した児童数、学級数予測は、雪谷小学校から洗足池小学校に通学区域変更を行ったうえで、均衡させたものです。通学区域の変更を行わなければ、雪谷小学校の教室数も不足してしまうことが確実な状況です。誠に申し訳ありませんが、この案でお願いしたいという気持ちです。</p>
66	<p>小学校入学を見越して幼稚園を選んでいる人も多いので、既に幼稚園に通っている児童が小学校に入学するまでは、通学区域の変更自体を延期するよう改案をお願いしたいです。</p>	<p>対策を実施しない場合の池雪小学校の学級数は、平成 28 年度には 31 学級となり、教室数が不足する予測ですので、施行時期を延期することは難しいと考えています。</p>
67	<p>通学区域を調べて、子どもを行かせたい学校の通学区域内に住宅を購入しました。この変更案が決定しても、どうしても理解・納得できないという方にはどのように対応されますか。学校から住宅を選んだ者に対する救済措置のようなものはないのでしょうか。現在すでに幼稚園に通っている子までは認める、というような線引きはできませんか。(同趣旨他 3 件)</p>	<p>納得できない方には、教育委員会の決定事項として、しっかりと説明を尽くして御理解いただくよう努力するしか、他に方法がないと考えております。学校を理由に住宅を選ばれたという方も、長く住んでいる方も、この学校に入学できるという期待のもとに生活されているので、新しく越してこられた方だけを優遇するようなことは困難です。そうなりますと対象となる住所の方全てが自由に学校を選べるようにせざるをえず、本案での児童数予測が崩れて、対策の効果がなくなってしまうので、この変更案でお願いしたいと考えております。現在幼稚園に通われているお子さんまでというような線引きをしても、最終的にはその御家庭の選択によりますので、児童数の見込みを立てることが困難です。</p>

No	質問・意見の要旨	回答要旨
68	平成 21 年度に通学区域を変更したとのことですが、その時と今回とで、影響や規模はどのように違いますか。規模が大きいのなら、前回の優遇措置と同じでよいということではなく、より多く影響があるという点を踏まえて、優遇措置の拡大等について考慮してください。	前回（平成 21 年度の矢口西小学校の通学区域変更）は、対象校は 3 校でしたが、今回は、対象校が 10 校と規模が大きくなっています。細かな人数の積み上げで変更案を作成していますので、特例を増やすと計画どおりにはいかなくなるおそれがあります。御意見として承ります。
69	通学区域変更案に対する不満などの意見はありましたか。 雪谷小学校に通わせたいので現在の住宅を選んだ経過があります。子ども自身も地域の保育園に通い、地域の友人と関係を築いて成長してきました。この変更によって、放課後に友人と遊んだりする場所が、親の全く知らないところになるということへの不安があります。経過措置について、兄弟関係への配慮は当然と思いますが、我が家のように困っている家庭についても、変更前の学校にも行ける対応を 2、3 年は実施してください。	困ったという御意見をいただいたのは、平成 27 年 1 月 16 日時点で、お電話で 3 名、説明会で 2 名です。今回の変更案は、調布地域全体として児童数が増えてきている中で、人数をどうしても調整しなければならないという中での、やむを得ずの判断です。したがって、学校を自由に選択できるなどの経過措置を行うと、今後の在籍児童数の予測そのものが崩れてしまうため、御要望にお応えすることは難しいと感じています。
70	対象地域に居住している児童数の細かな情報について明らかにしてほしいと思います。	番・号といった細かなブロックの単位で、具体的に年代別にお子さんが何人いるという情報は、子どもを狙った犯罪等に悪用されかねないという懸念から、公表を控えています。
71	池雪小学校から雪谷小学校に変更となる地域に居住しています。平成 27 年度入学予定の子どもがいますが、通学区域が案どおりに変更になれば、1 年間池雪小学校へ通学して、2 年生になるときに雪谷小学校へ転校するということとなります。通学区域変更となる地域の子どもは平成 27 年度から前倒しで変更後の指定校に通えるようにしてください。また、現在、1 年生で指定校に通学している子どもも平成 27 年度から変更後の指定校に前倒しで通学できるようにしてください。（同趣旨他 1 件）	通学区域変更案は、3 月に開催される通学区域改正審議会の答申を経て、今年度末に決定したいと考えています。審議会では、皆様の要望事項について教育委員会の考え方を説明し、その是非を判断いただく予定です。通学区域が変更となる地域のお子さんについて、平成 27 年度から前倒しで変更後の指定校に通いたい、という御要望についても審議していただきますが、その判断結果は入学直前になることを御承知おきください。

9 池雪小学校の状況について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
72	池雪小学校の児童数が増えた要因をどのように捉えていますか。(同趣旨他 1 件)	工場や会社が移転・撤退し、ある程度広さのある土地がマンション等の住宅に変わっていったことが原因と見えています。一般的に、新たな住宅が建ってすぐにはお子さんの人数が増えるわけではありません。転居して、お子さんを持つ、第二・第三子を考えようということで、お子さんの入学人数の増加に至るまでに時期のずれがあります。池雪小学校周辺地域では、依然として中・小規模の住宅建設が見られますが、ひと頃よりは着工数が減っており、高い定住率から小学生を持つ若い世代が新たに入ってくるということは少なくなるため、成長により児童数は、平成 32 年度頃をピークに減少するとみえています。
73	池雪小学校について、学級数が多いことでのプラス面・マイナス面を教えてください。	学級数が多い学校では、運動する場所の広さ等が課題となります。一方、児童数が多いため、多数の友人が持てるなどのプラス面があります。
74	変更前も後も池雪小学校が指定校です。通学区域変更後、クラス数の推移で 29 学級が続くという予測ですが、教室数が不足するということがありますか。不足した場合には、どういった対応になりますか。	万が一教室が不足するようなことになれば、建築基準法等の制限があり、校舎増設はできないので、1 学級あたりの人数で調整するしか方法がありません。このようなことにならないよう、綿密な調査を行って変更案を作成しています。
75	通学区域変更後も池雪小学校に通える余地は残っていますか。(同趣旨他 1 件)	池雪小学校については、指定校変更の受入れをお断りしている状況で、今後もその状況が継続することが確実な状況です。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
76	池雪小学校の通学区域の居住者を対象にアンケートが実施されましたが、その結果をどのように参考にしましたか。また、指定校変更で池雪小学校から別の小学校を希望する方や、私立小学校に行く方が多くなった場合は、他校の学区から池雪小学校への指定校変更を希望する方を受入れることになりそうですか。	アンケートは全体的な傾向をつかむために利用しました。その中で、保護者がどのような基準で学校を決めているのかという点を重視しました。その結果、通学距離を重要視する傾向が高いことが分かったので、今回変更する区域を決定する際に参考にしました。池雪小学校については、通学区域の変更を行っても 1000 人を超える状態が続くと予想しており、他地域からの指定校変更による受入れは、当分の間できないと考えています。
77	池雪小学校の校長先生は、この通学区域変更についてどう考えていますか。	池雪小学校は、教職員の努力もあって落ち着いた学校です。制限することなく、池雪小学校へ通っていただきたいと考えていますが、校舎等の関係で、この現状を維持し続けるのは難しいと考えています。池雪小学校に在籍するお子さんや、その保護者のためにがんばっていくことが、校長としてできることだと考えています。敷地がもう少し広く、校舎の増設ができれば良かったと思いますが、それができないため、申し訳ないと考えています。

10 学校に関する一般的な質問

No	質問・意見の要旨	回答要旨
78	変更予定となっている小学校で、近いうちに耐震工事や増改築で仮設校舎になるというような予定はありますか。 また、工事がある場合には、その計画はいつごろ公表されますか。 建替え等を行う場合は、敷地内に仮設校舎を建てて、子どもの通学等に影響が少ないようにしているのですか。または、少し離れた場所に仮校舎を建てる方法などを取っているのですか。	変更案の対象となる学校の中には、建替えが決まっている学校はありません。改築は、毎年 2 校ずつの計画で進めており、改築は、は、おおむね 5 年前くらいに決定しています。これまで建て替えを行った学校については、敷地内に仮設校舎を建てて行っています。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
79	池雪小学校通学区域だけでなく、調布地域が特に児童数が増えているのでしょうか。	児童数は、大田区全体としてはほぼ横ばいです。増加している地域と減少している地域があり、平均化されているという状況です。調布地域については、工場等が立ち退いてマンションや住宅数が増加していましたが、その件数は減少してきています。定住率が高い場合は、高齢化により児童数は減少します。長期的には、調布地域の児童数の増加は収まっていくと予想しています。
80	清水窪小学校のおおたサイエンススクールでは、他の地域からも児童を募集していますが、今後、洗足池小学校や調布大塚小学校などでサイエンススクールを実施してもらえないでしょうか。	清水窪小学校は、東京工業大学が理科の授業等の支援をしてくださるということで実現しました。協力先の都合などもあり、現在のところ、サイエンススクールは、清水窪小学校のみにとどまっています。
81	小中学校に ICT 機器を配備している仕事に携わっています。今後一人につき 1 台のタブレット等を配備していくという話がありますが、今後大田区の今の取り組み状況や今後の展開計画について分かる範囲で教えてください。また、児童数の多い学校は導入が後回しにされたりしますか。教育の質を平均化することで考えていることがありますか。	現在、区内の小中学校にはパソコン教室にデスクトップ PC を 2 人に 1 台の割合で 1 校あたり 20 台を配備しています。23 区の中でも決して多い状況ではありません。現在、小・中学校を 1 校ずつ選んでモデル校として、集中的に ICT 機器を配備し、教育方法を研究していくことを検討しています。その後、その成果を区立学校全校へ広げていくという計画です。モデル校は、標準的な規模の学校の中から選択することになると思います。小学校だけで 59 校ありますので、その中の 1 校という確率になるということで御理解いただければと思います。全校で展開するにあたっては、教育の質の平均化を考慮して、学級数に応じて台数を変えていくことも検討しているところです。

11 指定校変更制度について

No	質問・意見の要旨	回答要旨
82	秋に健康診断があったりすると聞いていますが、指定校変更による小学校入学までのスケジュールを教えてください。	まず、小学校に入学する前(10月から11月)に就学時健康診断があります。これは、通学区域の指定校で受診していただきます。また、住民登録地の指定校への就学通知書が12月下旬に送付されます。指定校変更を希望される方は12月上旬に区報等で概要をお知らせしますので、就学通知書を持って1月上旬に申請をしていただきます。指定校変更の受付は、平成27年度入学の例ですと、1月10日から23日まで受けて一度締め切り、その中で抽選を行うか検討することになります。従いまして、指定校変更で入りにくい学校への抽選権を得るためには、23日までに申請する必要があります。その後、2月上旬までに私立等に行くお子さんの情報を精査して、最終的に抽選を行うかを決定します。抽選は、2月中旬に公開で行います。抽選にならなかった学校につきましては、1月23日の一次締め切り以降の指定校変更申請も、人数的に可能であれば受け入れできます。
83	抽選は保護者立ち合いのもとで行われるのでしょうか。	公開抽選なので、保護者の方に立ち会っていただくことが可能です。区役所が会場となっております。
84	指定校変更の条件が整えば、必ず希望校に入学できますか。	指定校変更が認められる理由については、既に決定・公表している内容にあてはまれば申請をお受けできます。ただし、希望校に受け入れられる人数の余裕がある場合に限られますので、年によっては抽選等となる場合や、お断りせざるをえない場合もあります。
85	学童保育を理由に指定校変更を希望するということはできますか。	指定校変更を認める場合の理由を限定していますが、放課後の保護先として、希望校の方が児童館との距離が近いという理由についても認めています。ただし、この場合、小学校の中に設けられた学童保育(フレンドリー等)は、除外され、児童館に限られます。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
86	指定校変更申請は、希望校の入学が認められなかった場合に、他の学校を希望して、再度申請することができますか。	希望校に空きがあれば、申請することはできますが、指定校変更が認められる理由に該当することが必要です。
87	区ホームページに、松仙小学校については平成 27 年度入学において指定校変更が抽選になる可能性が高い、とありますが、例年の倍率はどのくらいですか。また、この通学区域の変更で、松仙小学校の通学区域だった人が松仙小学校に指定校変更申請した場合に、抽選の際に考慮されるというようなことはありますか。	<p>松仙小学校は、昨年（平成 26 年度入学）は 22 人を対象に抽選を実施し、当選 19 人落選 3 人でした。通学区域が変更となった地域にお住いの方を抽選の際に考慮するという事は難しいと考えております。</p> <p>*平成 27 年度入学児童については、池雪小通学区域内の児童 11 人が特別措置で入学することとなり、その他の地域の方についてはお断りすることとなりました。</p>
88	この通学区域の変更により、指定校変更について、各校での受け入れ人数がこれまでよりも減るといような影響はありますか。	現状より 1・2 学級増加する範囲で調整を行っているため、現状より受け入れ人数が減少するのではないかと考えています。
89	変更対象地域の居住者が指定校変更を希望して受入れ枠がある場合に、優先して受け入れていただくといった特例はありますか。また、現状では、指定校変更が許可される可能性はどれくらいありますか。(同趣旨他 1 件)	<p>区域の居住者数により、関係校の人数の調整を行っているため、そのような特例を設けると全体として児童数予測が崩れてしまうということになります。そのため、現状では特例的な対応は考えておりません。通常の指定校変更制度の中で、対応させていただくこととなります。</p> <p>なお、指定校変更の特別措置が適用されるのは、池雪小学校の通学区域に住んでいる方のみです。それ以外の方には今回の特別措置は適用されません。</p> <p>各校で指定校変更が許可される可能性は、通学区域変更後も、ほぼ現在の厳しい状況が続くとお考えください。</p>

No	質問・意見の要旨	回答要旨
90	上池台の住所に住んでいるが、馬込第三小学校に変更となるとトラック等が多い道路を渡るので、指定校変更手続きを出せば優先して変更許可がなされますか。	現在も、上池台の対象区域から、馬込第三小学校に通っているお子さんがいることもあり、お示しした案とさせていただきます。変更区域の方を指定校変更で優先的に扱う措置は考えておりません。通常の指定校変更申請でお受けすることになりますが、池雪小学校への希望は、人数の関係で受けられないことになると思います。施行までの1年間で、学校等と通学路について協議しながら、必要な整備については関係機関に働きかけていきたいと考えています。
91	梅田小学校の指定校変更の受入れ枠は、毎年異なると思いますが、何人くらいになりますか。	現状でははっきりした数字は申し上げられませんが、梅田小学校は児童数が増えているので、抽選や全員不許可となる可能性があります。 *平成27年度入学児童については、指定校変更申請者は全員不許可となりました。
92	松仙小学校への入学を希望しています。通学区域変更後も希望校に空きがあれば指定校変更申請は可能ということですが、どの学校も余裕がない状況だから通学区域を変更しようとしているのであれば、結果的に希望校への受入れはできないということになるのではないですか。	調布地区は全体的に児童数が増えており、通学区域の変更がなくても、指定校変更での受入れが厳しい状況が続くと考えています。通学区域の変更後も、その状況が大きく変わるものではないと想定しております。松仙小学校については、平成26年度入学のお子さんから抽選を行っておりますが、この傾向はしばらく続くものと見込んでいます。
93	指定校変更を認める場合の理由として、「安全面の確保」というのを認めていないのはなぜですか。	大きな道路や踏切を渡るということは、大田区全体を見渡すと数多く存在しており、個別に安全対策が施されています。そのため、申請理由に認めておりません。通学の経路の選択や学校における指導を尽くして安全確保に努力しているところです。

No	質問・意見の要旨	回答要旨
94	<p>池雪小学校の通学区域に住んでおり、池雪小学校の傍にある学童を希望しています。学童の抽選に漏れてしまった場合、別の児童館を希望しますが、その場合に指定校変更の希望を出すことはできますか。</p>	<p>池雪小学校の近くの児童館は、池雪分室ですが、どの学校に通っていても基準に達していて、申請の枠の中に入っていれば利用できます。学童保育は、保護者の方の就労等の状況を聴き取り、保育に欠ける状態が高いと判断される方から順番に入室を決定していくことになります。</p> <p>指定校変更については、下校後の保護先として学童保育を申し込んでいて、その児童館等に近い学校を希望することは可能です。希望校が抽選となる場合には、1月23日（平成27年度入学の場合。入学年により前後する場合があります。）までに申請を受け付けた分が抽選対象となります。</p> <p>それ以降については、希望校の受け入れ人数に余裕があれば、入学式の前日まで申請が可能ですが、調布地域は全体として非常に児童の数が増えており、抽選となる学校が多くなっています。</p>